

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年1月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500317号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500105号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和48年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

A社C工場に昭和48年3月31日まで継続して勤務し、同僚とともに同社のD市にあった工場に同年4月1日付で転勤したが、C工場における昭和48年3月31日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録がない。正しい記録に訂正し、年金支給額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社C工場の複数の元従業員の陳述により、請求者はA社に継続して勤務し(昭和48年4月1日に同社C工場から同社(D市)に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年2月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和48年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500284 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500106 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額を 69 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A 社に勤務していた期間のうち、平成 16 年 12 月支給の賞与の年金記録が欠落している。調査の上、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 16 年 12 月 10 日の賞与に係る支給控除一覧表により、請求者は請求期間に 71 万 3,000 円の賞与の支払いを受け、当該賞与から 4 万 8,413 円の厚生年金保険料 (標準賞与額 69 万 5,000 円に見合う厚生年金保険料) を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の厚生年金保険料控除額から、69 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて不明と回答しているが、請求期間当時、A 社が加入していた B 厚生年金基金は、請求者の請求期間の

賞与に係る届出は行われていない旨回答しているほか、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納付を行ったことを確認できる資料はないことから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500156号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500045号

第1 結論

昭和37年4月から昭和38年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月から昭和38年5月まで

私は、昭和53年の夏に受取った国民年金保険料の未納期間の納付書を利用して、昭和37年4月から昭和38年5月までの期間の保険料を納付した。その時は夫婦の分の保険料を一括して納付し、夫と同じ昭和38年5月までの保険料を納付したのに、私の年金記録では請求期間が未納となっている。納得できないので、年金記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、第3回特例納付が実施されていた期間である昭和53年の夏に、請求期間に係る請求者の国民年金保険料として6万円から7万円及び請求者の夫の昭和36年4月から昭和38年5月までの期間に係る国民年金保険料として8万円から9万円を一括して納付したと主張しているところ、請求者の夫については、日本年金機構から提出された第3回特例納付者の記録が記載された附則4条納付者リスト(以下「納付者リスト」という。)により、第3回特例納付を利用して昭和36年4月から昭和38年5月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことが認められる。

しかしながら、上記納付者リストにおいて、請求者の記録は見当たらない上、請求者の夫の昭和36年4月から昭和38年5月までの期間に係る国民年金保険料は、昭和53年10月に3万2,000円、昭和54年1月に3万6,000円、同年6月に3万6,000円と3回に分けて納付されていることが確認できることから、納付時期、納付回数及び納付金額について請求者の主張と相違している。

また、請求者の夫は死亡しているため当時の納付状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、

請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、口頭意見陳述を実施したが、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。